

別表十（十）の記載の仕方

- 1 この明細書は、投資法人が措置法第67条の15第1項《投資法人に係る課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「((3)又は(6))が(8)を超える場合の(6)の額9」の欄は、当該事業年度以前の各事業年度において措

置法令第39条の32の3第7項第1号《投資法人に係る課税の特例》に掲げる金額がある又はあった場合には「又は(6)」を消し、その他の場合には「(3)又は」を消します。